

那こ政策第 103-2 号
令和 3 年 9 月 2 日

放課後児童クラブ利用者 様
放課後児童クラブ利用者の雇用主 様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育【特別保育】の実施等について（通知）

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝いたします。

さて、本市においては、9月6日（月）から9月13日（月）の期間、感染リスクの低減を講じる教育活動を行うため、小学校の分散登校を決定しました。

放課後児童クラブにおいては、児童と児童クラブ職員の感染防止と県内の医療と社会生活の維持のため、医療従事者等や社会生活を維持するための職種に勤務する保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育（特別保育）を引き続き実施することといたしましたので、ご理解ご協力をお願いします。

また、保護者や親戚等で世話ができない児童については、小学校で午後1時までは受け入れる体制を整えており、各児童クラブは、午後以降の保育開始となりますので、ご協力をお願いします。

なお、特別保育対象の児童についても、家庭保育が可能な日の通所自粛の協力依頼は継続いたしますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、9月2日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者
- (2) 社会福祉サービス等の事業者
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども政策課までご相談ください。

2、実施期間 9月6日（月）～ 9月13日（月）

3、本件特別保育の実施について、保育料等は減免措置等の対象です。

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市こども政策課
電話：861-2110